

北九州市移住体験事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の宿泊施設等を使って北九州市に滞在してもらい生活を実際に体感することによって、移住へと繋げることを目的に市が実施する北九州市移住体験事業（以下「移住体験事業」という。）において、滞在補助金（以下「補助金」という。）を予算の定めるところにより交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市外在住者で北九州市に移住を検討している者のうち、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかに当てはまるもの

ア テレワーカー、もしくはフリーランサー（会社代表含む）

イ 北九州市で事業の立ち上げを考えている者（起業者）

ウ 北九州市に本社、支店がある企業、団体へ就職・転職を希望している者

(2) 委託事業者、又はコーディネーターとの事前面談に応じた者

(3) チェックアウトした日から起算して10日以内に、委託事業者、又はコーディネーターとの事后面談に応じた者

(4) 本市に滞在する間に、申請時点で最新の北九州市の旅館業施設一覧に記載されている施設、または北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定施設一覧に記載されている施設に宿泊する者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。なお、本事業に参加申し込みを行った場合、本要件を満たしているか、市が確認を行うため、官公署に照会することに承諾したものとする。

2 前項1号ウに当てはまる者は、滞在期間の企業訪問、またはUIターン応援オフィス（以下「オフィス」という。）への相談と登録を必須とする。既に登録している人はオフィスへの相談のみを必須とする。

(補助金の交付回数)

第3条 補助金は、移住体験事業に参加した世帯ごとに交付し、同一の世帯に対し、同一年度内に複数回の交付はしないこととする。

(対象経費等)

第4条 対象経費、1泊当たりの補助金額、1泊当たりの補助金額の上限、補助対象期間は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、北九州市移住体験事業参加申込書(様式第1号)に、別表第2に掲げる書類を添えて、北九州市に滞在する14日前(同日が日曜日または土曜日の場合は、その前日)までに市に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、北九州市移住体験事業参加許可通知(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、チェックアウトした日から起算して10日以内(同日が日曜日または土曜日の場合は、翌開庁日)、または参加した年度の3月10日までのいずれか早い期日に北九州市移住体験事業補助金交付請求書(様式第3号)、及び別表第3に掲げる書類を添えて、市に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条で規定する補助要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) その他法令等に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、申請者は期限までに返還しなければならない。

(免責)

第9条 市長は、第6条に基づく取消し及び第7条に基づく返還により申請者に生じた損害について、その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年5月7日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表第1)

補助対象経費	市内宿泊施設滞在の利用に係る料金のうち、宿泊料金（食事代を除く）に限る。
宿泊補助額	1人1泊半額補助 滞在に係る1泊当たりの宿泊料金（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。） 算出した助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
補助金額の上限	大人3,000円、子ども11歳まで1,500円 子どもの取り扱いは、各宿泊施設の取り扱いに準ずる。 一棟貸し施設の場合は、大人1人のみの支給とする。
補助対象期間	最低3日間（2泊）最長1週間（6泊）

(別表第2)

補助金交付申請時の添付書類	本人確認書類（氏名、生年月日、住所がわかるもの） 市内宿泊施設を予約したことがわかるもの
---------------	---

(別表第3)

補助金請求時の添付書類	宿泊施設から受領した領収書の写し（宿泊料金、宿泊先名称、宿泊機関が明記されているものに限る） 振込先の情報がわかるものの写し 利用後アンケート（WEBでの回答も可能）
-------------	---